

短期入所サービスの長期利用について

短期入所サービスは、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであるとの観点から、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためのものであり、連続した利用は30日までと制限されています。また、介護支援専門員は、居宅サービス計画において短期入所サービスを位置づける場合にあっては、利用日数が要介護認定等の有効期間全体のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

しかし、機械的な適用を求めるものではなく、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを位置づけることも可能であるとされています。

「特に必要と認められる場合」について

連続30日を超える利用（例）

- ・ 介護者の病気等で、一定期間介護者が不在になるが、状況回復により自宅に戻る場合
- ・ 入所日が決定しているが、短期間の待機があり、かつ自宅に戻る事が不可能な場合

有効期間の半数を超える利用（例）

- ・ 調整しながら利用していたが、結果的に半数を超過してしまう理由があった場合。
（入退院等で環境の調整が必要だった場合等）

五城目町では、認定期間の半数を超えて利用する場合には、**介護給付の適正化の観点から、長期利用に係る理由書の提出を求めています**。必要な書類は以下のとおりです。

- ・ 短期入所サービス長期利用理由書（様式を変更いたしました。）
- ・ 基本情報
- ・ アセスメント
- ・ 居宅サービス計画書（1～3表）
- ・ サービス担当者会議の要点

（半数を超えて利用することについての検討内容が記載されているもの）

* 提出時期・・・居宅サービス計画におおむね半数を超える利用を位置づけたとき。

なお、連続30日を超えて利用する場合には、町への理由書の提出は必要ありませんが、サービス担当者会議で必要性を検討したうえで、記録を整備してください。

【参考】連続30日について

1月

連続30日

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2月

少なくとも2泊は空ける。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | | |
| | | | | | | | | | | | | | ★ | | | | | | | | | | | | | | | | |

連続利用は30日！

1月に17日間利用すると2月は13日までで連続30日となるため、ここで一旦短期入所を区切る必要があります。(原則として居宅に戻る)

※ただし、これ以降も **どうしても連続して利用したい場合は**、31日目のみ全額利用者負担すれば、翌32日目からは改めて連続30日の利用及び報酬算定が可能となります。

【参考】区分支給限度額を超えて利用したとき

例：1月2日から短期入所サービスを利用開始し、1月29日まで区分支給限度額内で利用が可能だが、区分支給限度額を超え全額利用者負担をしてもいいので短期入所サービスを連続して利用したいという希望があった場合

1月

連続30日

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2月

少なくとも2泊は空ける。

全額自己負担

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | | |
| ★ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

1月30・31日を全額利用者負担で利用しても、連続30日の判断基準には含まれるので、ここで一旦短期入所サービスを区切る必要があります。(原則として居宅に戻る)

※ただし、どうしても連続して利用したい場合は、30日目(2月1日)に全額利用者負担で利用すれば、翌32日目(2月2日)からは連続30日の利用及び報酬算定が可能となります。

【参考】限度額を超えて利用した場合の日数の取り扱いと計算方法及び留意事項

① 区分支給限度額を超えて全額利用者負担で利用した実績がある場合は、支給限度額相当分について要介護認定期間の半数の基準に含めます。計算式は下記のとおり。

【計算式】（小数点以下切り捨て）

$$\frac{A : (\text{短期入所サービスの区分支給限度基準内の単位数})}{B : (\text{短期入所の総単位数})} \times C : (\text{短期入所の総利用日数})$$

(例) 要介護4 (30,806 単位) の対象者が訪問入浴介護を2回 (1,259 単位×2)、訪問看護を3回 (1,144 単位×3) と短期入所生活介護を支給限度額を超え26日 (965 単位×26) 利用した場合。

※単位数はあくまで例示です。

A : 短期入所サービスの区分支給限度基準内の単位数

支給限度額から訪問入浴介護、訪問看護の単位を除いた分を短期入所の単位にあてるので

$$\rightarrow 30,806 \text{ 単位} - (1,259 \text{ 単位} \times 2 + 1,144 \text{ 単位} \times 3) = \underline{24,856 \text{ 単位}}$$

B : (短期入所の総単位数) $\rightarrow 965 \text{ 単位} \times 26 = \underline{25,090 \text{ 単位}}$

C : (短期入所の総利用日数) $\rightarrow \underline{26 \text{ 日}}$

式

A : 24,856 単位

$$\frac{A : 24,856 \text{ 単位}}{B : 25,090 \text{ 単位}} \times C : 26 \text{ 日} = 25.757 \rightarrow \underline{25 \text{ 日}}$$

B : 25,090 単位

25 日間を認定期間の半数の基準に含める。

② 本来ショートステイは“生活の拠点”となるところではありません。“生活の拠点”は居宅にあることが前提です。また、保険対象内では利用できない日数分を全額利用者負担で補い長期利用する方法についても、限度額はそれぞれの要介護（支援）度ごとに標準的に必要と考えられるサービスの組み合わせを勘案し設定されているものであり、制約された限度額内で介護サービスを選択していくことが原則ですので、不適切だと解されることをご理解ください。

五城目町役場健康福祉課 介護保険担当

電話 018-852-5107

FAX 018-852-5367